

3点セットを閲覧される皆様へ

民事執行法の改正により、入札の制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

そのため、入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。なお、入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

①（個人・法人を問わず）暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**

及び

②（個人の場合）**住民票**，若しくは（法人の場合）**資格証明書**

更に宅地建物取引業者の方は、③**宅地建物取引業の免許証**写しの提出も併せてお願いします。

詳しくは、青森地方裁判所八戸支部**執行官室**（☎ 0178-22-4697）にお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 5 日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 真 鍋 修

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 4 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 4 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 4 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 5 月 13 日 午後 1 時 10 分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 4 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 4 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る)。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	640,000 512,000	一括	128,000	16,048	2,798
1	380,000				
2	260,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 十和田市西十六番町 |
| | 地 番 | 2 4 5 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 9 . 2 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 十和田市西十六番町 2 4 5 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 2 4 5 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 2 . 0 6 平方メートル
2階 2 3 . 1 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 6年 5月31日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 沼 尾 和 樹

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件債務者兼所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地(地番245番1)を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 十和田市西十六番町 |
| | 地 番 | 245番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 179.27平方メートル |
| 2 | 所 在 | 十和田市西十六番町245番地7 |
| | 家屋 番号 | 245番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.06平方メートル
2階 23.13平方メートル |



令和 5 年（ケ）第 29 号
令和 6 年 1 月 23 日 受理
令和 6 年 2 月 20 日 提出
（評価人 最 上 伸 子）

現況調査報告書

青森地方裁判所八戸支部
執行官 堀 川 浩 二

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 十和田市西十六番町
 地 番 245 番 7
 地 目 宅地
 地 積 179.27 平方メートル

- 2 所 在 十和田市西十六番町 245 番地 7
 家屋 番号 245 番 7
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 52.06 平方メートル
 2 階 23.13 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	物置 (工作物) が設置されている 破産管財人 A が管理している		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある	{ 種類 構造 床面積 }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	破産管財人 A が破産管財業務の一環として、破産者を居住させて管理して占有している		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	[地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日]	
土地建物位置関係図	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
☒ A (破産管財人)	物件2建物に破産者Bを住まわせて管理しています。
☒ B (破産者)	1 私は破産手続きにより破産者となりました。物件2建物は私の名義になっていて、私と私の家族が住んでいます。それ以外の者が使っている部分はありません。 2 水道については、風呂に延びている部分に水漏れがあり、水道を使うときだけ元栓を開けて使っています。 3 敷地内にある物置は私が設置したもので家財等を入れています。 4 家の前の私道については使用料等の金銭の支払いはありません。
☒ D (私道(地番245番1)共有者Cの親族)	1 私は物件1土地に接している私道(地番245番1)共有者Cの親族です。Cは2年前に亡くなりました。 2 照会のあった私道に関しては私も初めて知りました。これまで通行料等を受け取ったことはありませんし、今後も請求する予定はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

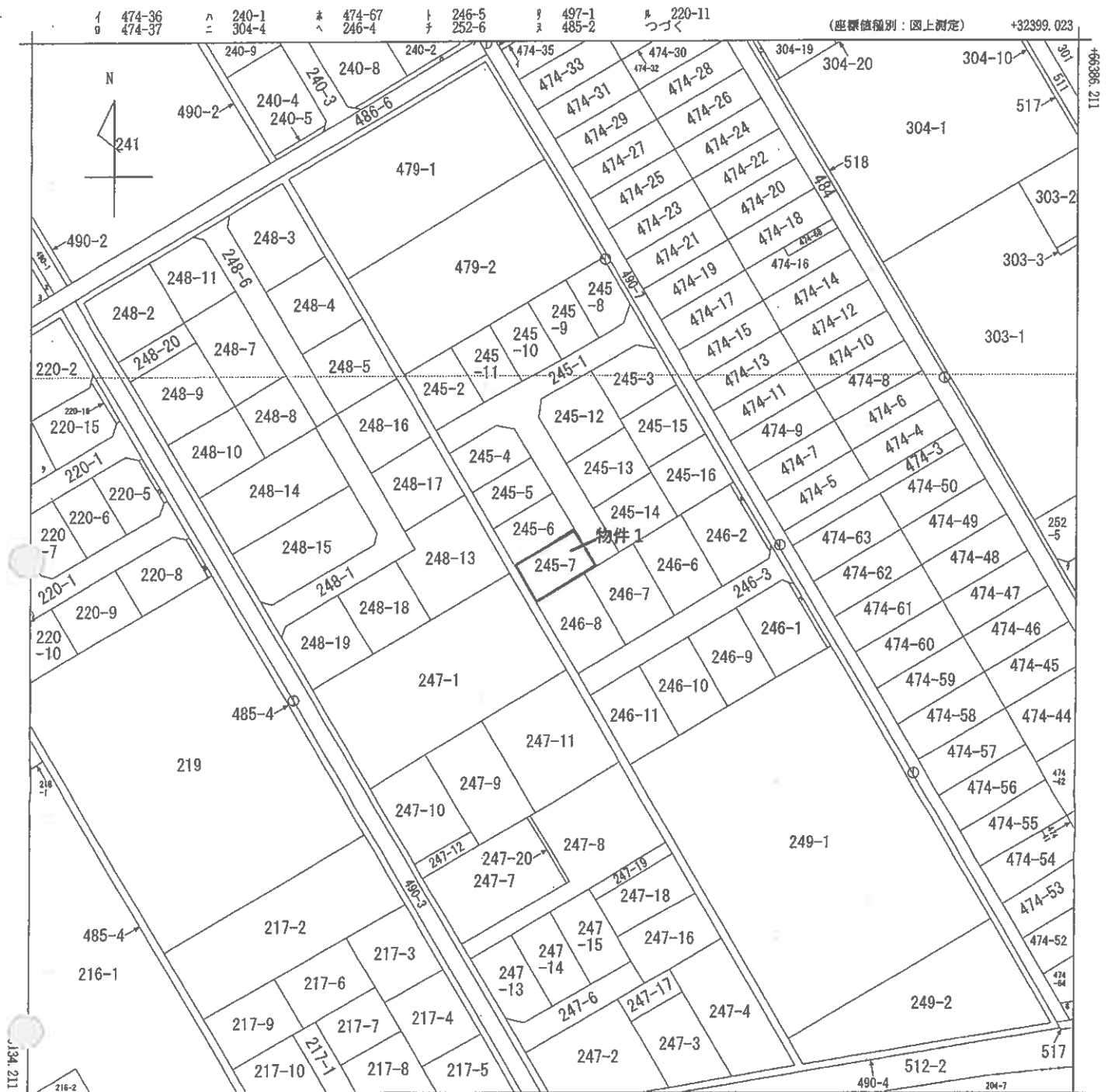
執 行 官 の 意 見

- 1 関係人の陳述及び現況にてらし、2枚目記載のとおりと認める。
- 2 物件1土地に隣接する私道（地番245番1）につき、共有者合資会社E商店は閉鎖されており、共有者Cの親族Dによれば通行料等はないとのことである。
- 3 物置は、基礎がなく、移動可能であることから工作物と認めた。当該物置は、本件建物と所有者が同一であり、物件2建物の常用に供されてきたことから、本件建物の従物と判断し、本競売目的物と認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
6 年 1 月 24 日 (水) 8 : 30	法務局八戸支局	土地建物登記事項証明書等受理
6 年 2 月 8 日 (木) 10 : 00 - 10 : 40	物件所在地	立入のため臨場/関係人と面談/概測/写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
西十六番町
A 大字相坂字
白上

請求部	所在	十和田市西十六番町				地番	245番7			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和41年10月				備付年月日(原図)	昭和54年5月1日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(青森地方税務局十和田支局管轄)

令和6年1月24日

青森地方税務局八戸支局

請求番号: 2-1

登記官

登記年月日：昭和50年12月2日

A3をA4に

令和6年1月24日 青森地方方法務局八戸支局

(青森地方方法務局十和田支局管轄)

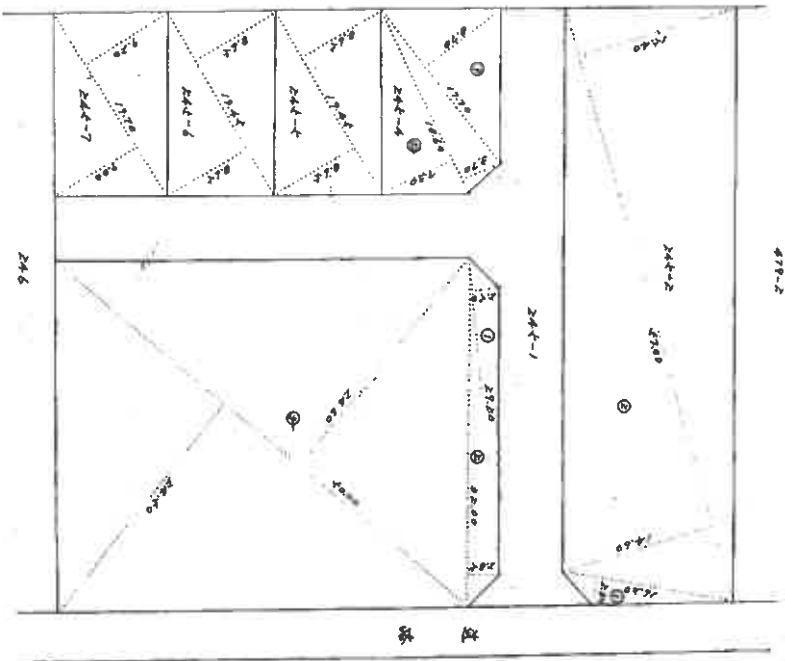
これは図面に記録されている内容を証明した書面である

245	番	244-1 244-2 乃至 244-7
土地の所在	十和田市大字三木字西分科 西十六番町	

地 積 測 量 図

245-1 245-2 245-7

(1/2)



縮 尺 1/500 1/1,000

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

1503140

50.12.2

請求番号：242

(1/2)

(7 枚目)

登記年月日：昭和50年12月2日

A3をA4に縮小

令和6年1月24日
青森地方送務局十和田支局管轄
青森地方送務局八戸支局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

245

地番	244-2 244-7
土地の所在	十和田市大字三木本字あし村西十六番町

地積測量図

244-2乃至244-7

(2/2)

昭和40年11月30日	作製者
-------------	-----

火積計算表 244-2	
1	16,800 × 2.50 = 37,200.00
2	47,000 × (4.40 + 4.60) = 470,000.00
計	1,747,260.00
火積	873 m ²

火積計算表 244-4	
1	12,440 × (8.64 + 8.64) = 336,480.00
2	168 m ²

同上 244-3	
1	28,200 × 2.40 = 72,000.00
2	32,000 × 2.84 = 91,500.00
3	40,000 × (2.60 + 2.40) = 244,000.00
計	2,619,200.00
火積	1,309 m ²

同上 244-6	
1	12,440 × (8.64 + 8.64) = 336,480.00
2	168 m ²

同上 244-7	
1	12,700 × (8.20 + 8.00) = 348,440.00
2	179 m ²

同上 244-4	
1	12,700 × 8.70 = 143,990.00
2	10,600 × (3.70 + 2.30) = 204,600.00
計	348,590.00
火積	179 m ²

申請人

縮尺 1/

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

1503141

50.12.2

[illegible]

請求番号：2-3

面 245-7



一階平面図



— 階平面図



	一階示面設計算式
1	$\gamma_{\text{土}} \times H_0 + \gamma_{\text{水}} \times h = 3.6 \times 3.6000$
2	$H_0 = 3.6000 / (\gamma_{\text{土}} - \gamma_{\text{水}}) = 1.2798 \approx 1.28$
計	4.2×0.60248
示面積	$4.2 \times 0.6 \text{ m}^2$
	二階 同上
示面積	$2.824 \times 0.60248 = 1.70518$
	$2.3 \times 0.6 \text{ m}^2$

縮尺	$\frac{1}{500}$	$\frac{1}{200}$
----	-----------------	-----------------

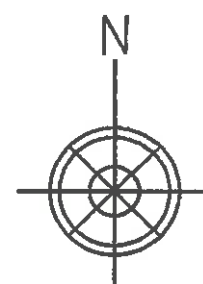
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

5% 10, 28
1904533

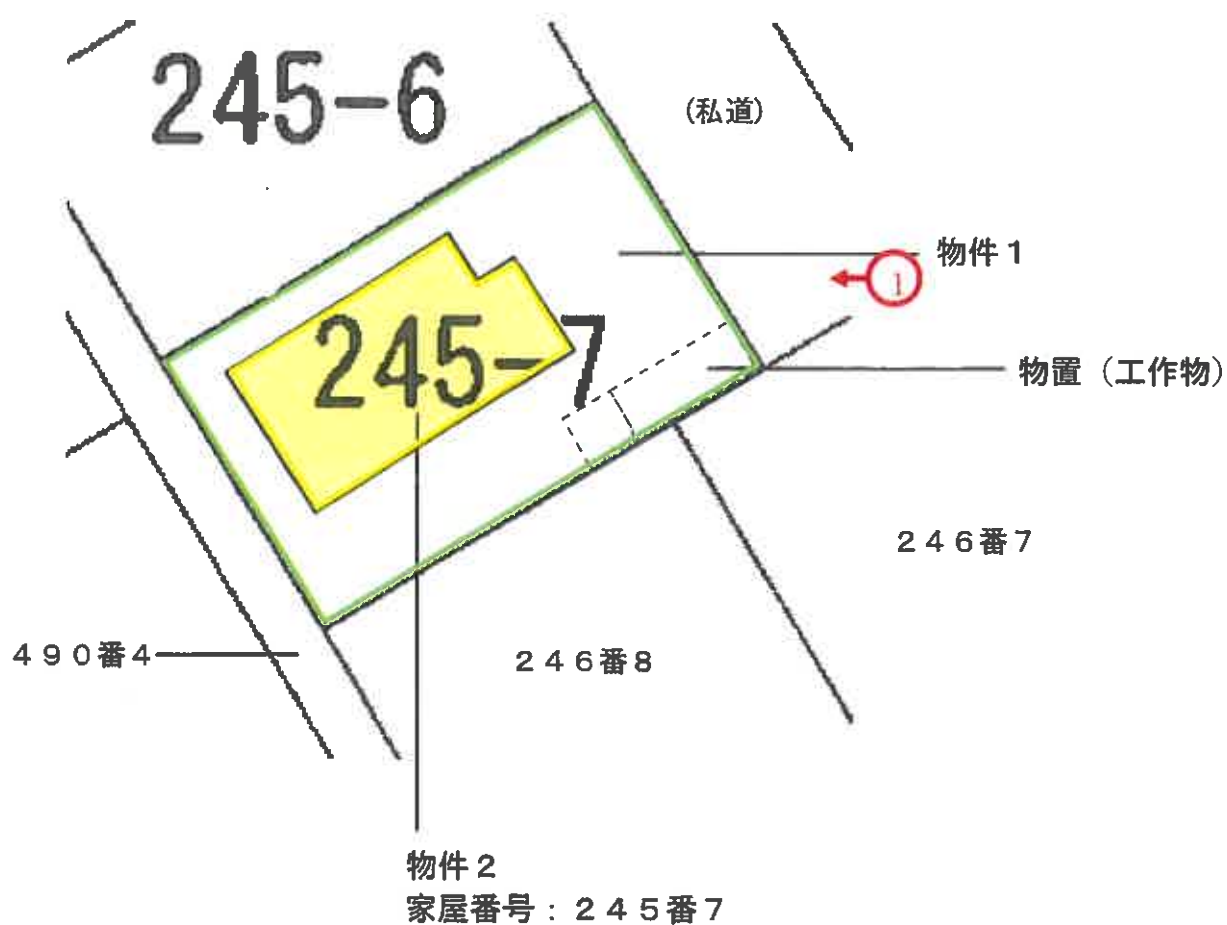
作製者	昭和41年10月27日
作製者	年月日

中 新 人

土地建物位置関係図



縮尺 1/250



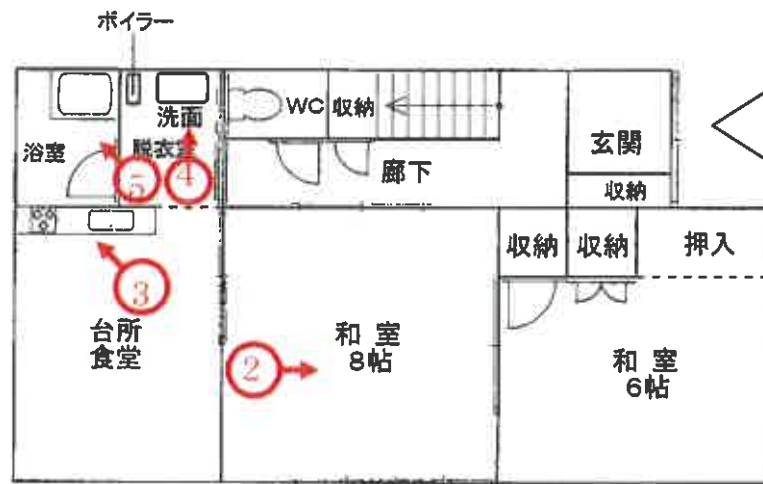
写真撮影地点

(10 枚目)

建物間取図

物件2

1 階



2 階



縮尺1/100

写真撮影地点 

(1 1 枚目)

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



写真番号 6



令和 5 年 (ケ) 第 29 号
令和 6 年 2 月 8 日 現地調査
令和 6 年 3 月 4 日 評 価

青森地方裁判所八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

最 上 伸 子 印

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 1,078,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 639,000 円
物件 2 (建物)	金 439,000 円

- ① 一括価格は物件 1, 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	十和田市西十六番町 2 4 5 番 7 宅地 1 7 9 . 2 7 m ²	同 左 同 左 同 左 同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	十和田市西十六番町 2 4 5 番地 7 2 4 5 番 7 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 5 2 . 0 6 m ² 2 階 2 3 . 1 3 m ² 延 7 5 . 1 9 m ²	同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左
番号	特 記 事 項		
	物件 1 , 2 は破産管財人の管理の下にある。		

第 4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位置・交通	十和田市役所の南東方・道路距離約2.6km (附属資料 「位置図」 参照)	
付近の状況	十和田市市街地南部の一般住宅地域。 幹線道路へのアクセスが良く交通利便性は比較的良好である。 中小規模の一般住宅が建ち並ぶが、周辺は畑地等の農地も介在している。 当地域は格別の変動要因が見られず、今後も当分の間、現状のまま持続するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% なし 十和田市の立地適正化計画で居住誘導区域外に該当
画地条件	間口約10m, 奥行約17m, 地積179.27㎡, 長方形の中間画地。 地勢はほぼ平坦。	
接面道路の状況	北東側約6m, 私道, 舗装無 建築基準法上の道路の扱い: 建築基準法第42条1項5号 ※位置指定道路 (昭和51年8月2日, 51-30号)	
土地の利用状況等	土地所有者が物件2の建物の敷地として利用占有している。 当不動産の南東側に簡易な物置 (工作物) が1棟ある。	
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	あり
特記事項	1. 宅内に下水道公設マスがあるが物件2の建物には接続されていない。 2. 前面道路は私道であるが使用料等の金銭の授受は行われていないとのことである。 3. 簡易な物置は基礎がなく移動可能であるから工作物と認め、物件2建物の常用に供されていることから同建物の従物と判断した。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件 2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和51年10月10日新築 経過年数： 約 47 年 経済的残存耐用年数： 約 0 年
仕 様	構 造： 木造2階建 屋 根： 長尺カラー鋼板葺 外 壁： モルタル塗吹付仕上，金属サイディング 内 壁： 京壁，繊維壁，化粧ボード 外 天 井： 目透し天井，化粧石膏ボード 外 床： 畳，板敷 外 設 備： 電気・給排水・衛生（汲取式）・浴室・給湯 但し，設備の動作確認は行っていないので，正常に稼働するか否かは不明。 その他： なし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間 取 り： 附属資料「建物間取図」参照
品 等	劣る
保守管理の状態	経年相応の老朽化と認められる。
建物の利用状況	建物所有者が居宅として利用している。
特 記 事 項	1. 当建物について建築時期，構造，種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果，アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の詳細については専門調査期間の分析調査を要する。 2. 浴室付近の水道管からの水漏れがあるとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	12,000	1.01	179.27	(1-0.40)	1,304,000

※総額につき千円未満の端数金額は四捨五入、以下同

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 十和田（県）－2

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $14,800 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 122 \div 12,000 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：基準地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件 +1%（方位）

◇地域格差：街路条件 +2%（舗装） +2%（系統連続性） …総和
 交通接近条件 +2%（中心部）
 環境条件 +15%（居住環境）

…以上、相乗積による

イ 個別格差

画地条件 +1%（方位）

ウ 地積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

なお、従物である物置は経済的耐用年数を満了しているため、市場価値は認められないと判断した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	157,000	75.19	0.02	236,000

現価率

経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

番号	経過年数	経 済 的 残存耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残 価 率	現 価 率
2	47	0	0.50	0.03	0.02

※現価率 = $\{ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \text{経済的残存耐用年数} / (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \} \times (1 - \text{観察減価率})$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。なお、従物である物置は経済的耐用年数を満了しているため、市場価値は認められないと判断した。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等の 及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	1,304,000	1.00	0.30	法定地上権	391,000

イ 土地利用権の及ぶ範囲 : 物件1の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合 : 土地利用権を法定地上権と判定し、法定地上権割合を本件建付地価格の30%と判断した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,304,000	-391,000	(1-0.00)	(1-0.00)	(1-0.30)	639,000
2	236,000	+391,000	(1-0.00)	(1-0.00)	(1-0.30)	439,000
一括価格 (合計)						1,078,000

ウ 占有減価修正 : なし

エ 市場性修正 : なし

オ 競売市場修正 : 「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考価格資料

地価調査価格 [十和田 (県) - 2]

所 在 : 十和田市西十五番町343番4

価 格 : 14,800円/㎡

位 置 : 青い森鉄道線「三沢」駅の南西方道路距離約17.0kmに位置する。

価 格 時 点 : 令和5年7月1日

地 積 : 230㎡

供給処理施設 : 水道・下水

接 面 道 路 : 北東側6m市道

用途指定等 : 第1種低層住居専用地域(50・80)

地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に畑等も見られる住宅地域。

第 7 附属資料

- | | | |
|---|----------------------|---------|
| 1 | 位置図（出所：国土地理院「地理院地図」） | ・・・ 1 葉 |
| 2 | 法第14条地図写 | ・・・ 2 葉 |
| 3 | 建物図面写 | ・・・ 1 葉 |
| 4 | 建物配置図 | ・・・ 1 葉 |
| 5 | 建物間取図 | ・・・ 1 葉 |

位置図



法 第 14 条 地 図 写

45729



この図面はA3をA4に
縮小しています。

220-11
220-17
220-18
225-1

登記年月日：昭和51年10月28日

建物図面写

245-7

建物階平面図

家屋番号 244-7

建物の所在 十和田市大字三本木森山町244-7

これは図面に記録されている内容を説明した書面である。
青森県地方事務所
昭和51年12月6日

登記官

(尺 寸)

1/500 1/200

物件2
家屋番号 245番7

一階床面積計算表

1	10000.000	31.36000
2	6666.667	14.70000
計		46.06000
床面積	42.06㎡	

二階以上

床面積	23.13㎡	
-----	--------	--

二階平面図

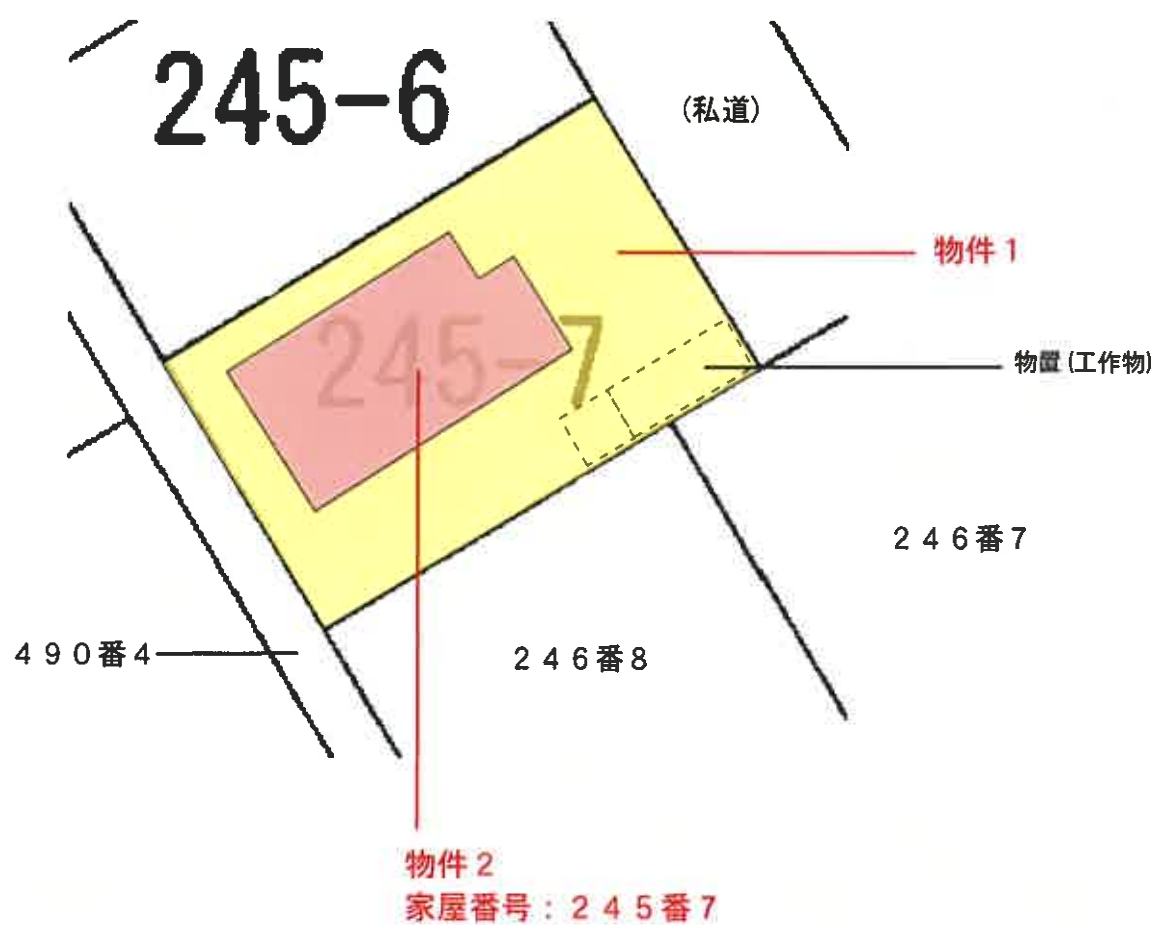
一階平面図

この図面はA3をA4に縮小しています。

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

1/10.28
1904533

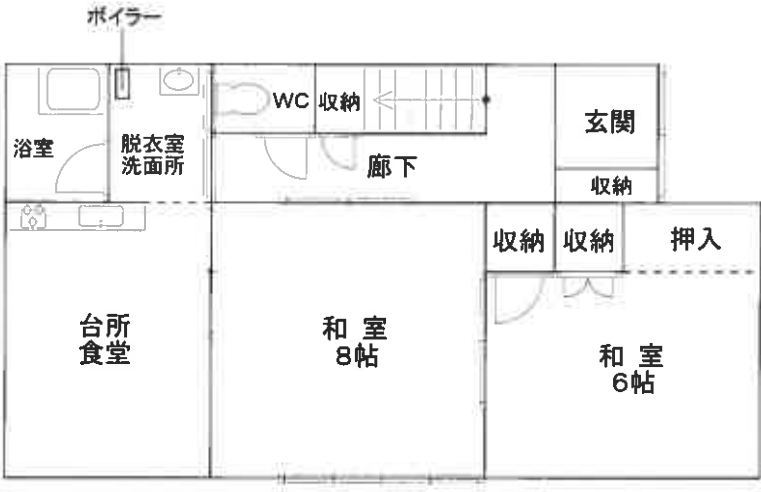
建 物 配 置 図



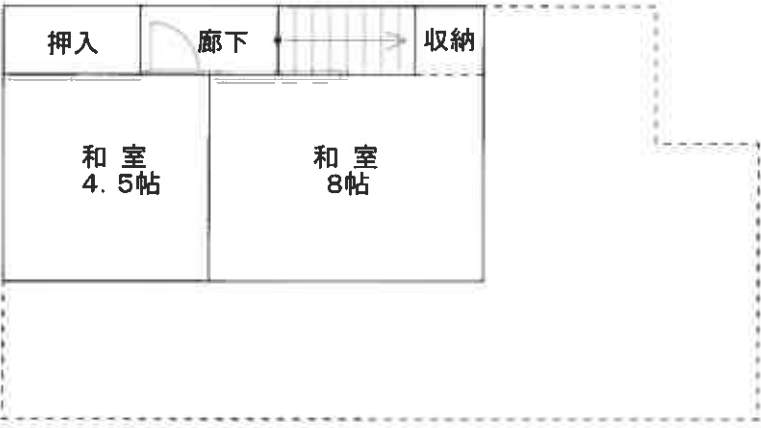
建物間取図

物件 2

1 階



2 階



縮尺1/100